

議案第 29 号

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 17 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区介護保険条例の一部を改正する条例

墨田区介護保険条例（平成 12 年墨田区条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「認知症対応型通所介護」を「地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護」に、「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改める。

第 7 条中「、介護予防通所介護」を削る。

第 14 条第 3 項中「第 10 条第 6 号イ」を「第 10 条第 1 項第 6 号イ」に、「第 10 条第 6 号から」を「第 10 条第 1 項第 6 号から」に改める。

第 20 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。次条において同じ。）」に改める。

第 21 条第 2 項各号列記以外の部分中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては納期限前 7 日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者にあつては特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の 15 日」を「当該保険料の減免を受けようとする月の末日」に改め、同項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の2及び第7条の規定は、平成28年4月1日以後に行う保険給付から適用し、同日前に行われた保険給付については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなお効力を有することとされた介護保険法（平成9年法律第123号）第54条第3項の規定が適用される場合は、この条例による改正前の第7条の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

介護保険法の一部改正により小規模の通所介護事業が地域密着型サービスに位置付けられること等に伴い、所要の規定整備をするほか、保険料の減免申請期限を延長する必要がある。